

弘前市一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」）の概要

(1) 基本計画について

- ・基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となるもの。
- ・本市においては「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成。
- ・計画期間は平成28年度から令和7年度までの10年間で、計画目標年度を令和7年度としています。
- ・計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に実施していくため、中間目標年度である令和2年度において、評価を行うとともに改定を行いました。

(2) 基本計画の概要

ア 掲載項目

第1章 改定計画の基本的事項

〔 1. 計画改訂の趣旨、2. 計画の位置づけ、3. 計画期間、4. 広域的取組の推進、5. 計画の進行管理及び施策の推進 〕

第2章 ごみ処理基本計画

〔 1. ごみ処理体制、2. 計画前期の総括、3. 中間評価と後期に向けた課題、4. 改定計画のごみ処理基本理念と基本方針、5. 改定計画のごみ処理基本目標、6. 基本目標達成に向けた個別施策、7. ごみ処理施設整備計画 〕

第3章 生活排水処理基本計画

〔 1. 生活排水の排出及び処理の状況、2. 生活排水処理基本計画 〕

イ 基本理念

みんなで創る 持続可能な「循環のまち弘前」

2 基本計画の改定について

(1) 改定事項

ア ごみ処理基本計画、ごみ処理方法の記載事項の変更

- ① 令和6年度からの「危険ごみ」区分の新設に合わせ記載内容を変更。

- ② 令和6年度からの紙パック、ダンボールの処理方法の変更に合わせ記載内容を変更。

- ・令和7年度から、蛍光管、電池類（乾電池、ボタン電池、コイン電池）について、「有害ごみ」の区分を新たに設け、収集する予定。
- ・これにあたり、弘前地区環境整備センターの一時保管場所の不足が見込まれることから、市が収集する紙パック、ダンボールの運搬先を弘前地区環境整備センターから民間の再資源化業者へ変更し、一時保管場所を確保します。

- イ 生活排水処理基本計画中、施設整備計画の事業費見込みを変更
合併処理浄化槽整備に係る事業拡充に伴い事業費を増額するもの。

- ウ その他、軽微な字句等の修正

(2) 改定事項の新旧対照

ア 8ページ

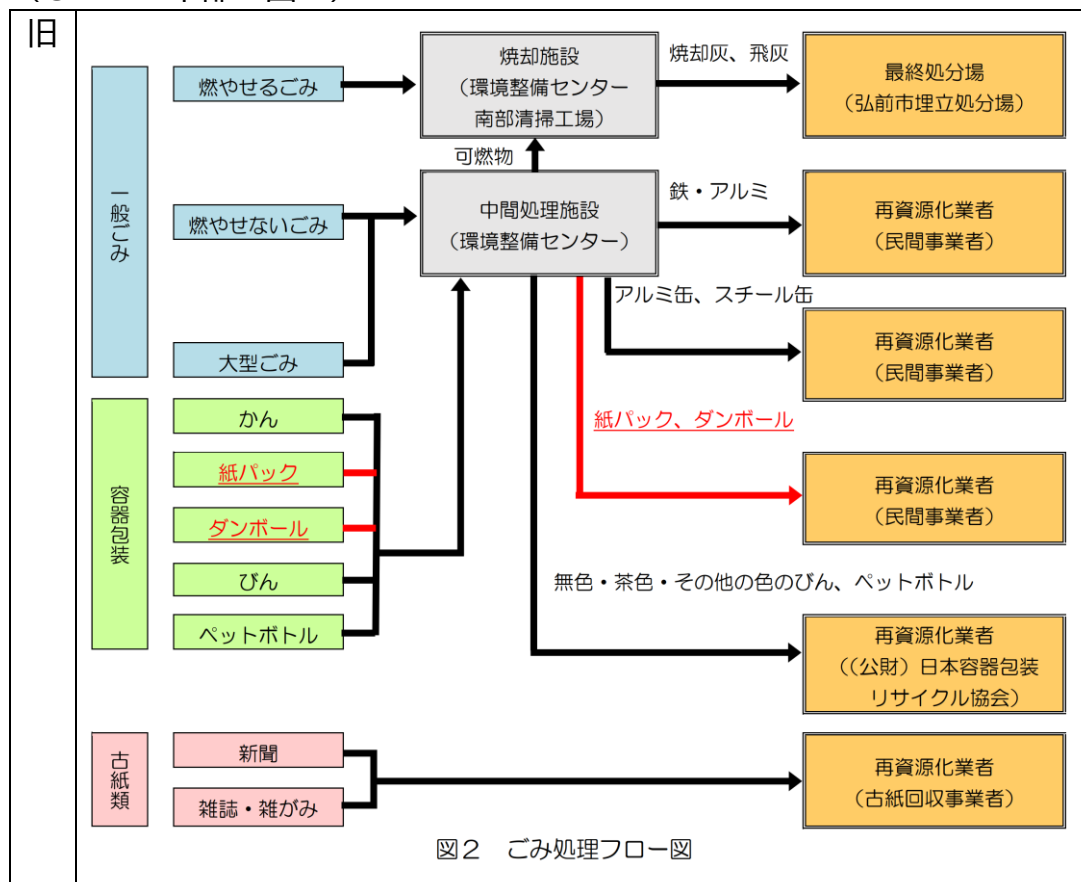
(本文)

旧	(2) ごみ処理方法 (略) 燃やせないごみ、大型ごみは、弘前地区環境整備センターで破碎処理後、可燃物・不燃物・鉄・アルミに分別し、その後、分別された可燃物は焼却処理され、処理残さを埋立処分しています。鉄・アルミは、民間の再資源化業者で資源化されています。 かんは、弘前地区環境整備センターでアルミ缶とスチール缶に選別して、圧縮後民間の再資源化業者で資源化されています。 <u>紙パック、ダンボールは、弘前地区環境整備センターで選別・圧縮後、民間の再資源化業者で資源化されています。</u> また、びんは、弘前地区環境整備センターで、無色、茶色、その他の色の3種類に選別後、ペットボトルは選別・圧縮後、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会を通じて資源化されています。 新聞、雑誌・雑がみは、古紙回収事業者に直接持ち込まれ、資源化されています。
---	---

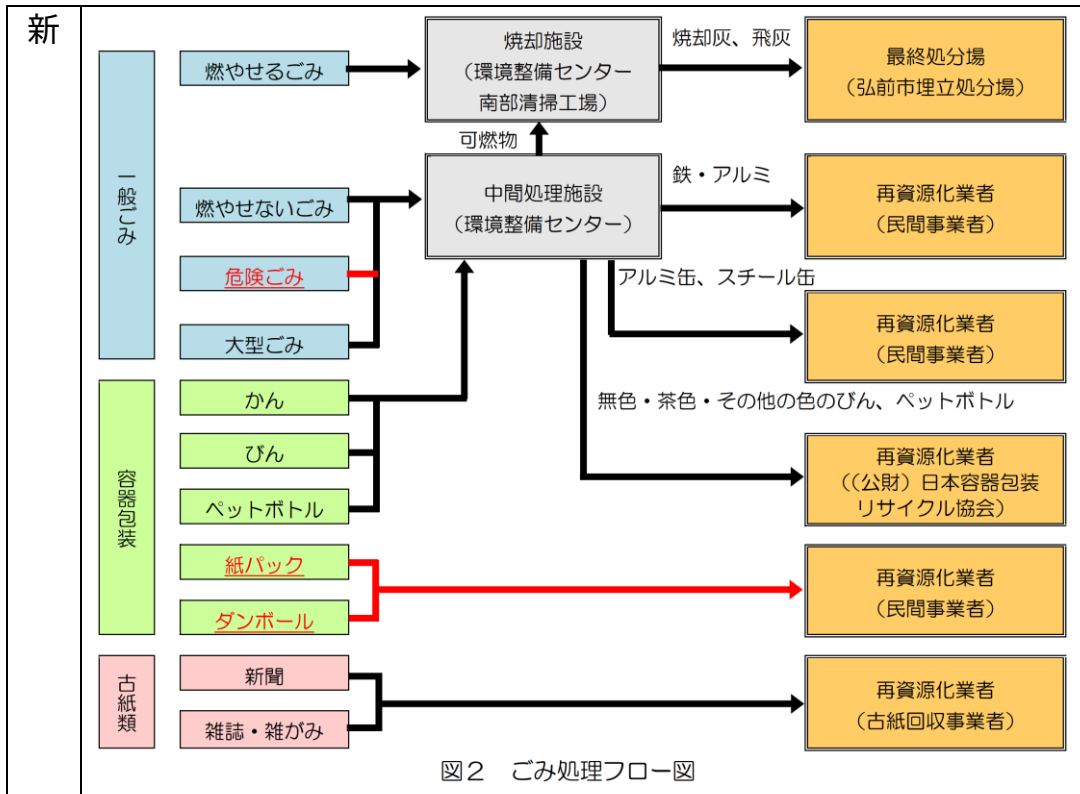
➡ (次ページへ)

新	(2) ごみ処理方法 (略) 燃やせないごみ、<u>危険ごみ</u>、大型ごみは、弘前地区環境整備センターで破碎処理後、可燃物・不燃物・鉄・アルミに分別し、その後、分別された可燃物は焼却処理され、処理残さを埋立処分しています。鉄・アルミは、民間の再資源化業者で資源化されています。 かんは、弘前地区環境整備センターでアルミ缶とスチール缶に選別して、圧縮後民間の再資源化業者で資源化されています。 また、びんは、弘前地区環境整備センターで、無色、茶色、その他の色の3種類に選別後、ペットボトルは選別・圧縮後、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会を通じて資源化されています。 <u>紙パック、ダンボールは、民間の再資源化業者に直接持ち込まれ、資源化されています。</u> 新聞、雑誌・雑がみは、古紙回収事業者に直接持ち込まれ、資源化されています。
---	---

(8 ページ下部の図 2)



➡ (次ページへ)



イ 53ページ(表17)

旧	表 17 施設整備計画（令和2年度以降）				
		計画処理区域	計画処理人口 （人）	整備予定年度	事業費見込み （百万円）
	合併処理浄化槽	下水道計画区域及び農業集落排水施設計画区域を除く区域 （平成11年度補助事業開始） 令和元年度から令和7年度まで、環境省が実施する「循環型社会形成推進交付金」を活用。	91	令和元年度 ～ 令和7年度	<u>6</u>



新	表 17 施設整備計画（令和2年度以降）				
		計画処理区域	計画処理人口 （人）	整備予定年度	事業費見込み （百万円）
	合併処理浄化槽	下水道計画区域及び農業集落排水施設計画区域を除く区域 （平成11年度補助事業開始） 令和元年度から令和7年度まで、環境省が実施する「循環型社会形成推進交付金」を活用。	91	令和元年度 ～ 令和7年度	<u>9</u>

ウ 軽微な字句等の修正

修正箇所	旧	新
7ページ （表2内）	（発 <u>砲</u> スチロール、…	（発 <u>泡</u> スチロール、…
23ページ （基本方針2内）	ライフサイクル全体 <u>（</u> モノの… （下線部が赤色）	ライフサイクル全体 <u>（</u> モノの… （下線部を黒色へ）

(3) 改定に係るスケジュール

令和6年2月 計画改訂の決裁、市政推進会議報告

令和6年3月 改定計画公表